

平成 27 年 1 月 24 日

自動車リサイクル制度に関する当会の取組みについて

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

1. 各都道府県軽自動車協会会員ディーラーへの周知

(1) 自動車リサイクル制度の周知

- ① 各都道府県軽自動車協会を通じて、経済産業省・環境省・JARC が開催する法制度説明会への会員ディーラーの参加を呼びかけた。
- ② リサイクル法施行に当たっての経済産業省・環境省・JARC 等からの各種通知・資料を、各都道府県軽自動車協会に展開し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知を実施した。

(2) 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の周知

- ① 各都道府県軽自動車協会の専務理事会議で報告書について説明するとともに、会員ディーラーへの周知を要請した。
- ② 引取業者である自動車ディーラーには所有者への適切な情報提供及び書面による所有者の意思確認が期待されている点について、各都道府県軽自動車協会に文書で通知し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知を実施した。

2. 軽自動車協会会員ディーラーの活動状況

- (1) 各軽自動車協会会員ディーラーは、新車販売時に JARC 資料等により自動車リサイクル法の趣旨をユーザーに説明するとともに、JARC からの委託にもとづき、リサイクル料金の收受及びリサイクル券の発行を実施している。
- (2) 使用済自動車の引取時には、上記 1. (2) により、車両本体の経済的価値・預託金・自動車諸税等の還付・返戻について、自動車所有者に対し、下記の説明等が行われている。
 - ① 車の査定価格等を説明し、使用済自動車として処分する場合と下取車（中古車）として扱う場合との価格、費用等どちらが得かを選択していただくようにしている。
 - ② リサイクル料金の内容、使われ方について、リーフレット等を用いて説明し、最終所有者の負担である旨等を良く理解していただくようにしている。
 - ③ 自動車諸税、自賠責についても還付、返戻等に関し、なるべく詳細な金額を案内できるように商談時に説明し、下取りか使用済自動車かを判断できるようにしている。
 - ④ 車両を使用済自動車として引取る場合には、引取書類（使用済自動車引取証明書等）に本人の確認のサイン及び捺印をもらっている。